札幌西円山病院の介護医療院サービスに関する運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人渓仁会が開設する札幌西円山病院(以下「病院」という。)が行う介護医療院サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員、その他の職員(以下「従業者」という。)が要介護状態にある高齢者に対し適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて 療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日 常生活上の世話を行うことにより、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営 むことができるよう努めるものとする。
- 2 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、 関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

- 第3条 介護医療院サービスの提供を行う病院の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1)名称 医療法人渓仁会 札幌西円山病院 介護医療院
 - (2) 所在地 札幌市中央区円山西町4丁目7番25号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する介護医療院サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、必置職及び員数については法令の定めるところによる。
 - (1)管理者:1人

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に 関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 医 師:2人以上(専従·病院兼務)
- (3)薬剤師:1人以上(病院兼務)
- (4) 管理栄養士:1人以上(病院兼務)
- (5) 看護職員及び介護職員

看護師·准看護師 10人以上(専従) 介護職員 15人以上(専従)

- (6)理学療法士:1人以上(専従)
- (7)作業療法士:2人以上(病院兼務)
- (8) 言語聴覚士:2人以上(病院兼務)
- (9)介護支援専門員兼医療相談員:1人以上(専従)

介護支援専門員は、入院患者及びその家族の希望、医師の治療方針等に基づき、他の職員と協議の上、施設サービス計画を作成する。入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け調整する。

- (10) 臨床検査技師:1人以上(病院兼務)
- (11) 放射線技師: 1人以上(病院兼務)

(入所者の定員)

第5条 施設の介護医療院サービスを提供する入所者の定員は、60人とする。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- <u>(1) 療養上の管理</u>
- (2)看護
- (3) 医学的管理下の介護
- (4)機能訓練その他必要な医療
- (1)入所の対象者は、長期にわたり療養が必要な者とする。
- (2)サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、適切な療養、日常生活上の世話等の介護、 機能訓練、相談援助、その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。 ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。 また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ク 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。
- ケ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条

- 1 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の 開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの 目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の 作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料)

第8条

1 施設が介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による ものとし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額 とする。

- (1) 重要事項説明書記載のとおり
- 2 前各号の他、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。
 - (1) 重要事項説明書記載のとおり
 - (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供に要する費用
 - (3)入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 前各号に掲げるものの他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、 支払に対する同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条

- 1 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、介護医療院の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする
- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 利用にあっては、懇切丁寧を旨とし入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、 理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療にあっては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束その他入院患者の行動を制限する行為は行わない。また、身体的拘束を行う場合は、その 病態・時間等を記録しておく。
- 7 介護医療院サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
- 8 入所者が介護医療院以外での一般診療を要する場合、基本は札幌西円山病院にて診療を行うものとする。緊急受診等に関しては、この限りではない。

(秘密保持)

第10条 従業者は、「個人情報の保護に関する法律」や、その他の関連法規制に加え、就業規則や自らが定めた内規を遵守することにより、利用者又はその家族の個人情報を保護し、退職後においてもこれを担保する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 施設は、サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに 主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(相談、苦情処理)

第12条

1 施設は、入所者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入所者の要望、苦情

等に対し、迅速に対応する。

2 当該施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第14条

- 1 介護医療院サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに入院患者の家族等に 連絡し、必要な措置を講じる。さらに、事故内容及び対応内容等を記録する。また、あらゆ る機会を通じて再発防止に努める。
- 2 介護医療院サービスの提供に伴って、病院の責めに帰すべき事由により、入院患者の生命・ 身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てると共に、非常災害に 備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条

- 1 介護医療院サービスを提供する病院は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、医療法人渓仁会と病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(病院との共有スペース)

第17条

- 1 介護医療院入所者及び入所者家族が使用する共有スペースは下記に定める。
 - (1)総合受付・総合受付から介護医療院へ向かう通路及びエレベーター
 - (2) ヘアーサロン・売店・喫茶室・レストラン・屋上・家族休憩室・玄関ホール・待合ホール・サンルームへ向かうための通路及びエレベーター・サンルーム・食堂・食堂兼ディルーム

- 2 病院併設の介護医療院として病院との共有スペースは下記に定める。
 - (1) 外来・歯科・薬局・X線室・生理検査室・機能訓練室・調理室・洗濯室・リネン庫
 - (2) 上記に加え、入所者の診療及びサービスや生活に係わるすべての居室及び非居室
- 3 介護医療院専門の出入り口が無く、出入り口を病院と共有する必要があることから、入所者 及びその家族に対し介護医療院までの案内を病院内に掲示するとともに、総合受付等にて見 取り図を提供し介護医療院への移動に支障がでないよう配慮するものとする。

(付則)

- 1. この規程は、平成30年7月1日から施行する
- 2. 令和5年4月1日 改正施行